



—記者発表資料—

令和8年2月19日
日本下水道事業団

全国初！富山市と水道施設の災害支援協定を締結しました

日本下水道事業団（JS）と富山市は、令和7年7月の水道法を含む災害対策基本法等の改正を受け、令和8年2月、JS初となる「水道施設の災害復旧に関する災害支援協定」を締結しました。

これにより、JSは富山市の水道施設と下水道施設に対して、災害支援を行うことができるようになりました。

令和6年能登半島地震の教訓等を踏まえ、国による地方公共団体に対する応援組織体制の整備や強化をはじめ、災害対応の強化およびインフラ復旧・復興の迅速化を図るため、令和7年7月1日付で水道法を含む災害対策基本法等の一部が改正されました。本協定は、この法改正を受けて締結される初の事例となります。

JSは下水道事業を通じて培った技術を活用し、被災した水道施設の復旧を迅速に進めるため、富山市と協定を締結しましたので、お知らせいたします。

協定締結日：令和8年2月19日（木）

協定締結者：富山市上下水道局 上下水道事業管理者 前田 一士

日本下水道事業団 理事長 黒田 憲司

協定内容：災害支援の内容、協定の対象となる水道施設等に関する事項



左：日本下水道事業団 黒田理事長 右：富山市 前田上下水道事業管理者

＜問い合わせ先＞

事業統括部計画課長 久岡 夏樹

TEL : 03-6892-2009

E-mail : js-suidosaigai@jswa.go.jp